

2023 Vol.50

発行: 納稅協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 公益財団法人 納税協会連合会 TEL 06-6135-4062 (編集部直通) FAX 06-6135-4056 (") 無断転載を禁す

納税協会ホームページ https://www.nouzeikyokai.or.jp

6 2023 June

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2023 万 日 月 分 2 3 4 9 10 11 16 17 11 23 24 23 30 31	1 5 6 7 8 1 12 13 14 15 8 19 20 21 22			1 仏滅	2 ^{大安}	3 **-
4 ^{先勝}	5 ^{友引}	6 ^{先負}	フ ^{仏滅}	8 ^{**}	9 [*]	10 ^{先勝}
11 ^{友引}	12 先負 5月分の源泉所得税等の納付 特別徴収住民税の納期の特例分 の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(5月離入分)	13 仏滅	14 **	15 *-	16 先勝	17 ^{k引}
18 ^{**}	19 [*]	20 ^{先勝}	21 ^{友引}	22 ^{先負}	23 ^{仏滅}	24 **
25 *F	26 ^{先勝}	27 ^{友引}	28 [£]	29 ^{仏滅}	30 大安 外国人雇用状况届出書(5月分) 健康保険·厚生年金保険の保険料 納付(5月分)	

6 総務・経理のお仕事カレンダー 月の税務と労務



税務

- ●5月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 ➡6月12日(月)まで
- ●前年12月~当年5月分の特別徴収住民税の納期の

特例分の納付 Check!

- ★10人未満の事業所は届出により前6か月分を6月10日と12月10日までに 納付することができます。

 →6月12日(月)まで
- ●4月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
- ★届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は 法人税の延長とセットで)。
 - →決算応当日(月末決算では6月30日(金))まで
- ●10月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
 - ⇒決算応当日(月末決算では6月30日(金))まで
- ●3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち7月・10月・1月決算法人の中間申告と納付 →決算応当日(月末決算では6月30日(金))まで
- 1 か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税) が4,800万円超の法人)のうち3月・4月決算法人(申告期限延長の 場合は2月・3月・4月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
 - ⇒決算応当日(月末決算では6月30日(金))まで

労 務

- ■雇用保険被保険者資格取得届の提出(5月雇入分)
 - →6月12日(月)まで
- ●外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の 5月雇入・離職分)→6月30日(金)まで

- ●健康保険・厚生年金保険の保険料納付(5月分)
 - →6月30日(金)まで
- ●申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、 その翌日が納付期限等の日となります。

Column

株主総会決議

3月決算法人で6月に株主総会を開催する場合があります。株主総会の決議事項は会社法にて定められており、決議内容が税務・労務に影響を及ぼす場合があります。この税務・労務上の注意点を記載します。

[税務上の主な注意点]

取締役の報酬は原則株主総会で決定します。取締役等の役員報酬が税務上損金になるには定期同額等の一定要件を充足する必要があるため、次回の定時株主総会開催まで安易な変更ができません。したがって、役員報酬を決定する場合は翌期の損益状況等を考慮しながら慎重に決定する必要があります。また、資本金に応じて税金計算・確定申告の方法が変わりますので、株主総会にて資本金を変更する際は、税務への影響も考慮する必要があります。

[労務上の主な注意点]

役員報酬の変更は原則株主総会で決定しますが、従業員給与の変更 (ベースアップ) は株主総会決議が要件となっていませんので、柔軟に変更することができます。ただ、不利益変更 (ベースダウン) は個別同意が必要な場合がありますので、注意が必要です。また、株主総会決議内容が労務に影響するものもあり、例えば資本金の変更により雇用調整助成金の大企業と中小企業の判定が変わる場合などがあります。

(公認会計士·税理士 井村奨 / 特定社会保険労務士 井村佐都美)



今和5年10月 から始まる! インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

(小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置) 2割特例

8割・5割控除(免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置)

従来、インボイス制度の導入後6年間は、インボイスの保存がない課税仕入れであっても、区分記載請求書を保存することにより、 次の割合で仕入税額控除を認める経過措置があります。

令和8年9月30日までの3年間……80%控除可能



令和11年9月30日までの3年間……50%控除可能



令和11年10月1日以後……控除できない

この経過措置の適用を受けるためには、帳簿に、たとえば、「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」など、経過措置の適用を受 ける課税仕入れである旨を記載しておかなければなりません。また、区分記載請求書の保存が必要です。

【8割・5割控除の効果】

[8割・5割控除] は、小規模事業者がインボイス制度の開始後も免税事業者に留まることを導く経過措置です。インボイス制度の開 始から6年間、買手の仕入税額控除を調整することによって、小規模事業者がインボイス発行事業者の登録をするかどうか熟慮する期間 を確保することを目的としています。

そのため、免税事業者である仕入先に対して価格交渉等を行う場合には、8割・5割控除を踏まえた配慮が求められます。

令和5年度改正による2割特例の創設

令和5年度税制改正において、インボイス制度の開始から3年間は、免税事業者が課税事業者となる場合に、その納付税額を売上税額 の2割相当額とすることができる「2割特例」(小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置)が設けられました。

【2割特例の効果】

2割特例は、売手が課税事業者となった場合の8割控除であり、「8割・5割控除」の経過措置とのバランスを図るものです。免税事 業者が課税転換して登録するための支援であり、仕入先に免税事業者がある課税事業者への支援となります。

課税売上高が1,000万円以下の事業者は、少ない収入と高い利益率で事業を維持していると思われます。例えば、プログラマーやデ ザイナーのように棚卸資産の課税仕入れがない事業では、一般課税よりも簡易課税が有利です。実際に課税仕入れがなくても、サービス 業の納付税額は売上税額の50%相当額となるからです。

2割特例によればさらに有利です。納付税額は売上税額の20%相当額となり、簡易課税による納付税額の6割をカットすることがで きます。

プログラマーの税抜課税売上高が800万円である場合	【納付税額】		
± 1 ₩9500.T.II	簡易課税	40万円	
売上税額80万円	2割特例	16万円	

日本商工会議所のヒアリング調査では、免税事業者(B to B)が課税転換する際の課題として、62.0%が「消費税負担により資金繰 りが厳しくなる」、44.8%が「消費税分の価格転嫁が難しく、利益が減少する」と回答しています。2割特例によれば、消費税率10% の満額を価格転嫁する必要はありません。1.8%の値上げができれば、従前の利益を確保することができます。

消費税を受け取っていた免税事業者であれば、コストが1.8%増加すると考えることができます。

適用税率	売上税額に対する 納付税額の割合	税抜売上高に対する 納付税額の割合	税込売上高に対する 納付税額の割合	
標準税率10%	20%	2.0%	約1.8%	
軽減税率 8%	20%	1.6%	約1.5%	